

公 示

「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」において「重点的撤去区域」を次のように定めたので公示する。

関係図書は、木曾川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月22日

国土交通省中部地方整備局長

1. 河川名

一級河川木曾川水系 木曾川

2. 重点撤去区域の範囲

ケレップ水制群 木曾川右岸14.0K～24.4K付近

3. 設定時期

平成23年6月22日

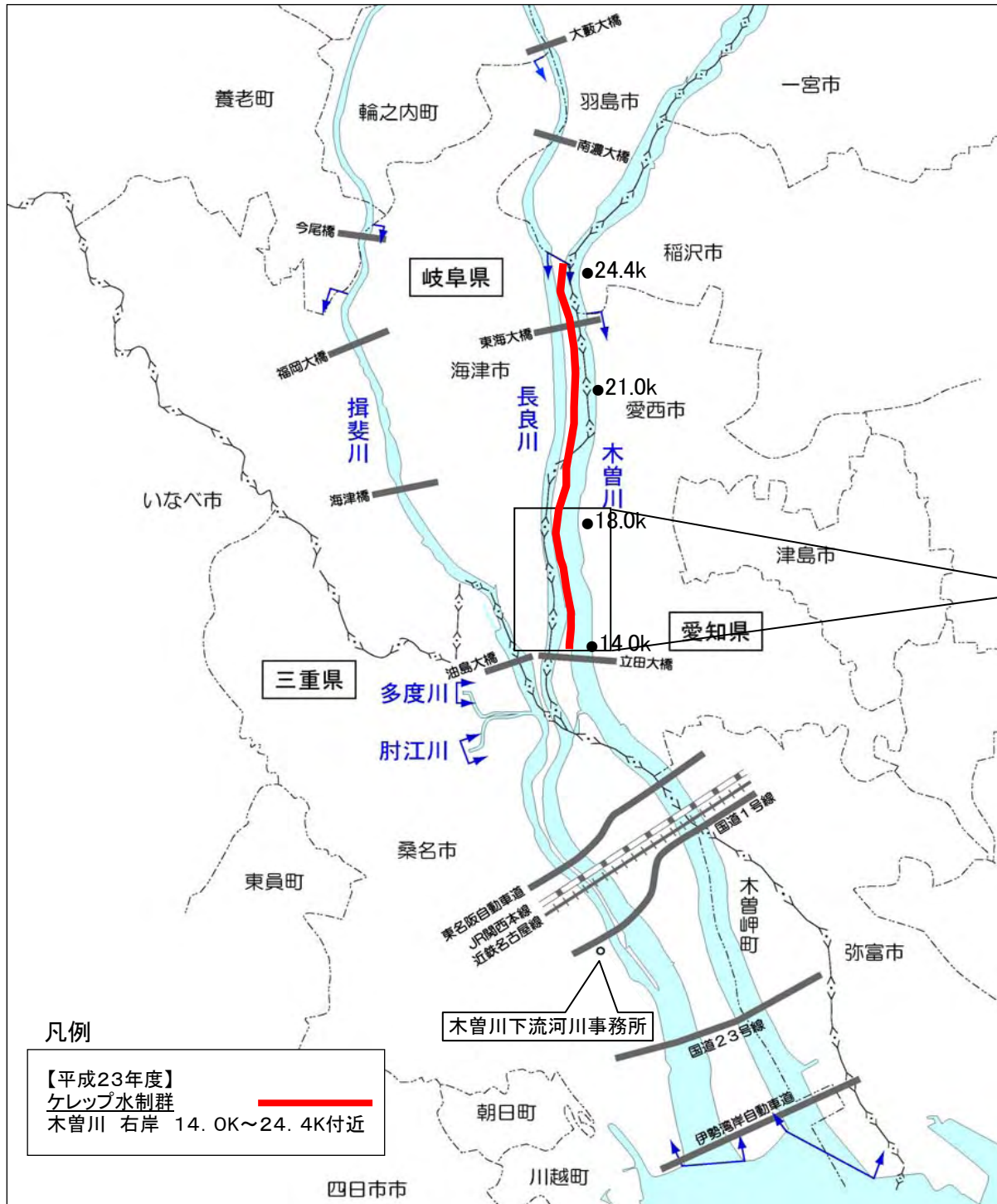
4. 強制的な撤去指導措置に関すること

河川管理者が個別に通知する期限までに不法係留船（係留施設を含む）を自主的に河川区域外へ撤去又は、適法な保留・保管場所に移動させない場合は、法律に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

重点的撤去区域

【平成23年度】

ケレップ水制群 木曾川 右岸 14.0K~24.4K付近
 <14.0K~18.0K>



凡例

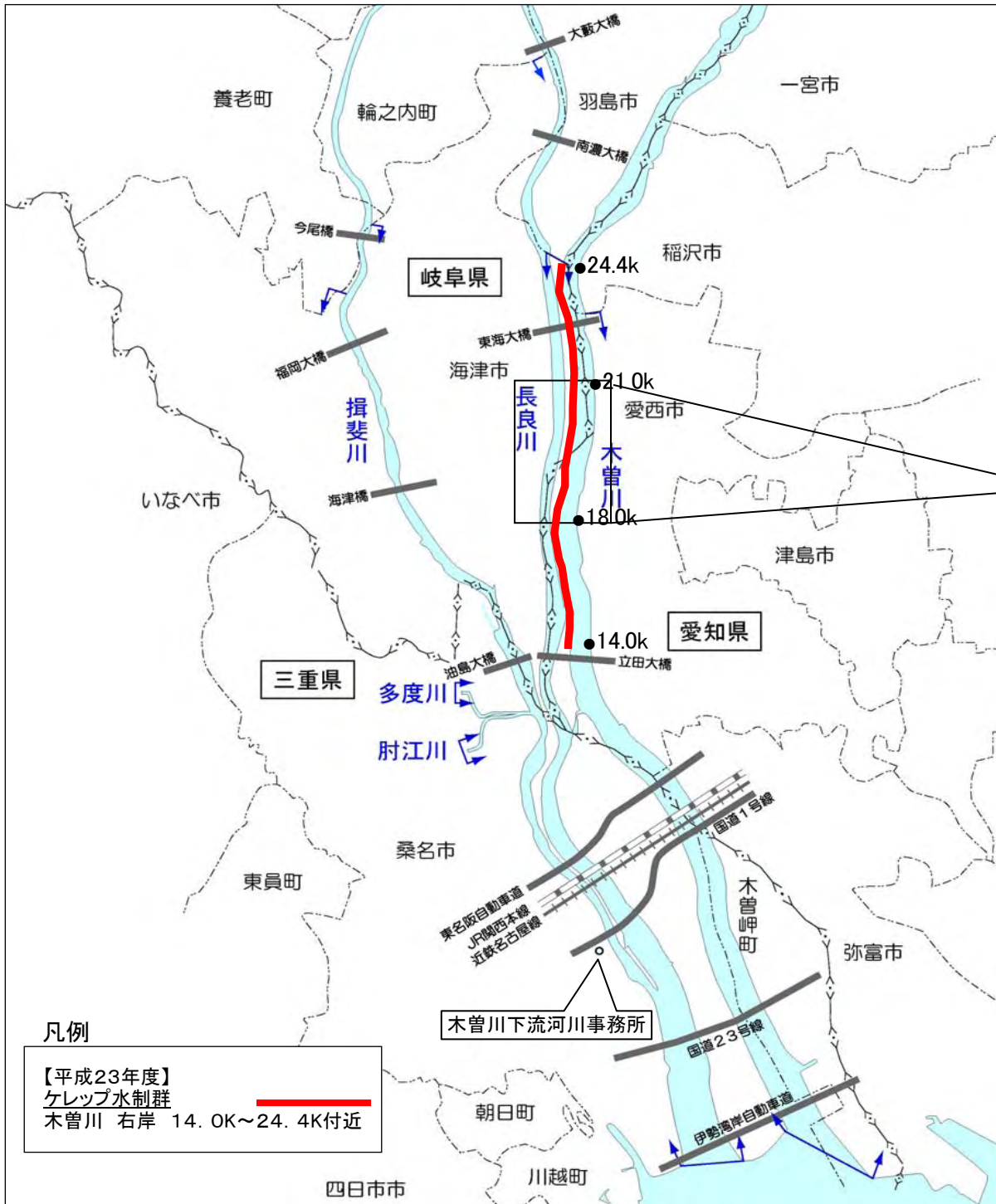
【平成23年度】
 ケレップ水制群
 木曾川 右岸 14.0K~24.4K付近



重点的撤去区域

【平成23年度】

ケレップ水制群 木曽川 右岸 14.0k~24.4k付近
 <18.0k~21.0k>



重点的撤去区域

【平成23年度】

ケレップ水制群 木曾川 右岸 14.0K~24.4K付近
 <21.0K~24.4K>

